（三類倉庫の特例）

第十二条　（略）

一～二　（略）

三　当該倉庫の設けられている建物内に設けられた火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が不燃材料の壁若しくは建築基準法第二条第九号の二ロに定める防火設備又は床により区画されていること。

四　（略）

（野積倉庫の防犯上有効な設備）

第十四条　規則第三条の七第二項第三号の国土交通大臣が定める防犯上有効な設備は、夜間、倉庫の周囲において二ルクス以上の照度が確保できる照明が設けられていること、又は警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有することとする。

（水面倉庫の防犯上有効な設備）

第十七条　規則第三条の八第二項第三号の国土交通大臣が定める防犯上有効な設備は、夜間、倉庫の周囲において二ルクス以上の照度が確保できる照明が設けられていること、又は警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有することとする。

（トランクルームの認定の基準）

第二十二条　（略）

一～二　（略）

三　規則第三条の四第二項各号の基準に適合していること。

2・3　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第七百八十八号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年六月二十九日　　国土交通大臣　石井　啓一

料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示

料金を徴収しない車両を定める告示（平成十七年国土交通省告示第千六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定により、料金を徴収しない車両を定める告示を次のように定める。 料金を徴収しない車両を定める告示 道路整備特別措置法施行令第十一条の国土交通大臣が定める料金を徴収しない車両は、次に掲げるものとする。 一～七　（略）	道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定により、料金を徴収しない車両を定める告示を次のように定める。 料金を徴収しない車両を定める告示 道路整備特別措置法施行令第十一条の国土交通大臣が定める料金を徴収しない車両は、次に掲げるものとする。 一～七　（略）

（三類倉庫の特例）

第十二条　（略）

一～二　（略）

三　当該倉庫の設けられている建物内に設けられた火気使用施設、業務上火気使用施設又は危険物等取扱施設が不燃材料の壁若しくは建築基準法第二条第九号の二ロに定める防火設備又は床により区画されていること。

四　（略）

（野積倉庫の照明装置）

第十四条　野積倉庫の照明装置は、夜間、倉庫の周囲において二ルクス以上の照度が確保できるものとする。

（水面倉庫の照明装置）

第十七条　水面倉庫の照明装置は、夜間、倉庫の周囲において二ルクス以上の照度が確保できるものとする。

（トランクルームの認定の基準）

第二十二条　（略）

一～二　（略）

三　第三条の四第二項各号の基準に適合していること。

2・3　（略）

八　平成二十四年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の発生時において警戒区域（市町村長が平成二十三年四月二十二日付けで原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十八条第二項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定に基づき設定した警戒区域をいう。）若しくは計画的避難区域等（平成二十三年福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が平成二十三年四月二十二日付けで避難のための計画的な立退き又は常に緊急時に避難のための立退き若しくは屋内への避難が可能な準備を行うことを指示した区域をいう。）に住所を有

八　平成二十四年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の発生時において警戒区域（市町村長が平成二十三年四月二十二日付けで原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十八条第二項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定に基づき設定した警戒区域をいう。）若しくは計画的避難区域等（平成二十三年福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が平成二十三年四月二十二日付けで避難のための計画的な立退き又は常に緊急時に避難のための立退き若しくは屋内への避難が可能な準備を行うことを指示した区域をいう。）に住所を有